

平成 20 年 2 月 7 日

各 位

株式会社 プレナス

株式会社ほっかほっか亭総本部の公表について

(株) ほっかほっか亭総本部から平成 20 年 2 月 6 日付で「株式会社プレナスよりのフランチャイズ契約解約通知に関して」と題する書面が公表されましたが、そこには多くの不正確な記載及び誤解を招くような記載が見受けられます。

このような記載があまりに多いため、逐一反論することは控えますが、正確な事実経緯については、当社の平成 20 年 1 月 15 日付「フランチャイズ契約解約に係る取締役会決議に関するお知らせ」をご参照いただければと存じます。

なお、問題のある記載の一例として、上記書面中において(株) ほっかほっか亭総本部は「ほっかほっか亭全国チェーンを離脱した直営店及び加盟店に1年間の競業避止義務がある」と主張しています。しかし、当社の直営店及び加盟店と(株) ほっかほっか亭総本部との間に、契約終了後の競業避止義務は存在していません。このように(株) ほっかほっか亭総本部は契約の内容と明らかに異なる主張を行うことにより、当社の信用を著しく毀損しようとしています。当社としては同社の真意を図りかねるとともに、同社に対して、一刻も早く自らこの点について社会に誤解を与える表現を行ったことを訂正するよう求めていきます。

また、上記書面中には、「((株) ほっかほっか亭総本部が) プレナス等に対して法的な措置を検討することとなります」(下線部は当社が加筆)とあります。当社としては不当な要求に対しては断固として争っていく所存ではありますが、併せて、当社以外の第三者、すなわち、フランチャイズの加盟店に対して(株) ほっかほっか亭総本部が何らかの裁判手続の提起を行うなどの良識を欠いた行動を取らないよう、今後も強く同社に申し入れていくとともに、同社の行為によって、当社とともに新ブランドによるフランチャイズ立ち上げに賛同していただいている多数の加盟店にご迷惑が及ぶことのないよう全力を尽くす所存です。これまでも(株) ほっかほっか亭総本部に対しては、再三にわたってフランチャイズの加盟店に対して良識のある行動を取るよう申し入れてきたところであり、同社もこの点については了承してきていたものですが、上記書面の内容を受け、再度、この点に関して、現在東京地方裁判所において同社との間で行っている和解協議において確認する所存です。

当社としては、上記の和解協議を通じて、持ち帰り弁当業界を当社と共にリードすることとなる(株) ほっかほっか亭総本部との間で今後も建設的な話し合いを行うことを呼びかけていく所存です。

以 上